

第2章

家族関係と共助

—家族の支え、支えられる家族—

鈴木未来

はじめに

家族がヒトを創り支えることの意義がますます問われる今日、生活のさまざまな場面で孤立化する個人が、家族の支えあいでなんとか生きのびている現状がある。昨今の老齢年金の不正受給の実態が明らかにされていく過程では、その個人が實際には死者である場合さえ出てきている¹⁾。個々の家族が自助努力を尽くしたとしても、次世代を担うヒト創りはもはや限界に達しているのではなかろうか。家族をめぐる政策分野の焦点もかつて呼ばれた「老親扶養三世代家族」に置くことは非現実的な過去のものとなり、今日では「自助・共助・公助」をキーワードに、個々の家族をいかに支えていくかに移ってきている²⁾。2000年にスタートした介護保険制度は、その理念を地でいく試金石であった。しかし助け合いの制度たる社会保障は過去からの積み上げでもある。他制度との整合性の観点から、要支援認定・介護予防の導入のような、ともすれば利用者抑制にもつながりかねない変更を余儀なくされる事態も出てきた。これら家族の支えあいの広がりを、公（制度）はこれまでどのように受け止めてきたのであろうか。その過程を（1）公的年金制度等における被扶養者（配偶者性を中心に）の扱いと解釈の変遷から考察する。そして（2）家族関係にかかる論争（有賀・喜多野論争）を再考しな

がら、家族にかかわる社会保障の共助の意義を探る。さらに(3)家族を重視する家族福祉のみならず家族そのものも支えられる家族福祉の性を、ベーシック・インカム論を参考に今一度提起したい。

第1節 公的年金における配偶者性による共助

生活をともにしていた家族構成員が亡くなった場合、特に家計を支えた者が亡くなると、新たな生活関係を求めなければならなくなること。遺族基礎年金は、「基礎」という言葉のとおり、最低限の自立したが困難なもの、具体的には子（もしくは子のある妻）のための公助の性強い共助である。なぜならば亡くなった者の年金保険料の納付期間にからず、定額が支給されるからである。それに対して遺族厚生年金は、紙間や稼いでいた給料といった、亡くなった被用者の経済水準によって年が決まることから、公助の意味あいは薄い共助である。しかも対象となる族の範囲が広く、「配偶者、子、父母、孫、又は祖父母」の順位で最上位が受給権者となる。「配偶者」という規定から「基礎」と異なり、妻ではなく「夫」の場合もありうる。この事実から性別と家族関係との間の扱いを問題視することが可能であるがここでは扱わず、むしろ配偶者焦点を当てることにする³⁾。いわゆる「内縁関係」の扱いである。厚生保険に先立ち労働者の遺族補償を制度化していた「工場法」の改正〔大正15〕年過程で、法律婚でない「内縁配偶者」にも受給権が認められた。これは法律への関心が乏しいため婚姻届を提出しない夫婦をも含む労働者の「実際生活」の保護を工場法そのものが目的としていたからとする⁴⁾。この考え方は、労働者年金保険法〔昭和16〕年制定：現在の年金保険法第59条の遺族年金へ引き継がれた。労働災害に特化して補る制度として戦後〔昭和22〕年新たに制定された、労働者災害保険法（第16条の2）においても同様の規定が置かれた。そして現代、婚を意図的に拒否する事実婚の実態とも親和性をもつ結果になっている公的年金制度においては定着した感のある内縁関係を含む配偶者性の

であるが、さらに踏み込んだ運用が「重婚的内縁関係」において行われている。「婚姻関係が実態を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込のないとき」法律婚に基づく配偶者はもはや遺族給付を受ける配偶者ではないとする判例がある⁵⁾。内縁配偶者そのものの配偶者についての言及こそなかったものの、当時の社会保険庁は判決を受けて通達を発し、従来の行政解釈を改めこれを認めるに至った⁶⁾。遅れること約20年、労災保険においても同様の判決が出るに至り⁷⁾、当時の労働省も同様の通達を発した⁸⁾。労働者災害補償保険の保険料は厚生年金保険と異なり労働者（被保険者）の負担がないため、前段の判例よりもさらに家族生活における現実の関係性を重視した、と見ることもできよう。

このように、法律（民法親族編）で家制度を共助の基本としていた戦前においても内縁関係のもつ意味を公は容認していたのである。さらに「両性の合意」によって婚姻が成立する現在の法律婚において実質的に合意が成立していない（事実上の離婚状態）場合に、配偶者の方の死亡という保険事故発生の場面に限られるものではあるが、家族生活における現実の関係性が公の性格も併せもつ共助たる年金で保護されているのである。

現実の関係性を、例え違法なものであっても重視する判例として、近親婚にあたる内縁配偶者を遺族厚生年金の支給対象と認めるものがあげられる⁹⁾。三親等以内のため法律婚が禁止されている叔父と姪が事実婚状態にあった場合、亡くなった夫たる叔父の遺族として妻たる姪が認められるかが争われたもので、「それが形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、子の有無、夫婦生活の安定性等に照らし、反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められる場合」には妻（配偶者）に当たるとされた。公的年金制度が強制加入による公益性を有する共助であることを考慮しても、特定の地域社会において農業後継者を得る公益性のために、例え近親婚であってもその事実が広く知られていたことから倫理性とともに、配偶者性を認めたのである¹⁰⁾。

他方で内縁配偶者の配偶者性を認めないものとして、「恩給法」をめぐる

判例があげられる¹¹⁾。その理由は公的年金制度と異なり、内縁関係に関する規定が全くないためである。恩給法における扶助料（遺族給付）は公務の遺族を対象として、その財源は全額国庫負担であることから国家建設にかわる法律とみることもできる。戦後の1953（昭和28）年には、扶助料受給権が失権する事由として父母または祖父母が「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改ルトキ（傍点筆者）」が加わった。「氏」という家制度が創り出した観念戦後の法改正（1953年は「軍人恩給」が復活した年でもある）として盛り立したこと自体に、立法者の強い意思を感じ取ることができるとする見解もある¹²⁾。公的年金のような公助を含む共助の場合は、家族関係が公を形くる一方、恩給という完全な公助の場合は公が家族関係を形づくる。公助がえる遺族補償の考え方から、家族生活に必要な共助を絶えず創り出していく可能性とともに、公が関わってくる際の問題性を見出すことができる。

第2節 家論争にみる日本の共助

共助をめぐっては実際生活の保護を目的とするため、家族生活における実の関係性が公の立場からも重視されてきた。ただしその前提として、公が規定するものを対象にする公助との間の緊張関係の存在も考察した。公が定めるものの代表に、例えば家制度があるが、その核たる家（イエ）の性についての代表的な議論として「有賀・喜多野論争」があげられよう。有賀は家を、人々が生活を営むために築く地縁関係を基礎とする生活集団（団）と見る¹³⁾。それに対して喜多野は、系譜の連なりの制度体を同族団し、その構成単位として家を捉えている¹⁴⁾。有賀は家を、諸個人が生きていいくための自助を補う自生的な共助の形成「態」として、他方で喜多野は、社会の安定にとって最低限必要な公助から派生する形成「体」としてを定義づけているといえよう。

家の性格としてもみられる家族関係は実態的なものなのか、それとも実的なものなのか。共助のひとつである、健康保険制度の被扶養者の範囲を紐解いていきたい。健康保険（法）は、家制度に基づく法体系が展開され

いた1922（大正11）年に制定された。被扶養者に対する保険給付は日中戦争のさなかの1939（昭和14）年に任意給付として始まり、1942（昭和17）年には法定給付となり現在に至っている。被扶養者の範囲として法第3条第7項では、「主として生計維持」されている「被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹」をあげている。「直系」重視の考え方は、民法における扶養義務の考え方と一致している。異なるのは、民法第877条第1項では「兄弟姉妹」と規定されている箇所が（労働者災害補償保険法第16条の2も同様）、健康保険法では「弟妹」とされている点である。兄弟姉妹については後に示すように、もともとは「生計維持」とともに「同一世帯に居住」していることが必要であった。しかし1970年代に弟妹が勉学のため別居する場合に被扶養者と扱われるよう強く求められた結果、1973（昭和48）年に弟妹については「同一世帯」要件がはずされた。すなわち弟妹については、「同一世帯」という実体がなくとも、「生計維持」という実態があれば共助の対象とされたのである。別居のような実体として既存の家族生活から分離する場合、兄姉のような本来生計を維持する側として留まるべき年長者の場合は積極的な自立とみなす。他方でいずれ既存の家族生活から分離するであろう弟妹について、当面の間実態として保護するという考え方である。公助として引き受けきれない派生的な実態を共助に組み込みつつ「同一世帯」という実体も捨て去らないことで、共助における「生計維持」といった自助の実態は否定しない、と捉えることもできる。

被扶養者の範囲は生計維持要件に加え、同一世帯であることを条件に「被保険者の三親等内の親族」「被保険者で配偶者の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子」「配偶者の死亡後におけるその父母及び子」も要件としてあげている（健康保険法第3条第7項）。傍系を含めていることから実際生活の実態をふまえた範囲の広がりを認ることができるが、同時に「同一世帯」という実体を課している。さらにここでも配偶者性が公的年金とは異なる意味で問題となってくる。姻族についてはその配偶者は被扶養者になりえない。また、遺族年金同様「内縁配偶者」は認められるものの、その父母と子以外の三親等内の親族については、戸籍上養子縁組

がなされていない限り、被扶養者となる道が閉ざされている¹⁵⁾。この状況から配偶者は保護しようとするものの、その実態に実体を伴わせとする公の意思を感じ取ることができる。健康保険は、保険事故が公的ほど長期化しない短期給付の制度である。さらにその利用者は公的年金うに特定の年齢・階層に限定されない。実際1970年代までは、社会保付費に占める割合が最も高かったのは医療部門であった。国庫負担も医療保険制度はそれゆえ公の裁量が現れやすい。これらのことから、公が求実体を個々の家族が抵抗なく受け入れる素地になっているものと思われる。実際、被扶養者認定においてその範囲をめぐる争いの判例は少ない。

しかし先に見た「弟妹」の扱いについては近年新たな動きが出てきる。「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正する法律案」¹⁶⁾において、「兄姉」を加える案が盛り込まれたのである（正案第8条）。これは重度の知的障害をもつ兄の扶養に健康保険を用いたを求める行政相談を受けた総務省が厚生労働省に対して行ったあっせ影響している。総務省行政評価局はこの行政相談を行政苦情救済推進会議で、「弟妹であろうと兄姉であろうと、知的障害者であることは変わりがないはず」という意見が出され、「弟妹に扶養されている兄の福祉を向上させる観点から、健康保険に係る被扶養者の認定要件を見直す必要」という検討結果に至った¹⁷⁾。1973年当時の法改正時と比較「家族構成の変化、家族関係・家族機能の多様化、家督相続意識の希薄化」といった実態を認め、実体のほうを改めるよう求めたのである。従来のと大きく異なるのは、「家督相続意識の希薄化」という家族全体に関する意識にまで踏み込んだ点である。

1980年代に展開された日本型福祉社会論では、「福祉は家族の含み」として「老親扶養三世代家族」という実体を理想の実態に重ね合わせた¹⁸⁾。しかし2000年の介護保険制度の導入によって、共助をめぐる政野でこの発想は大きく転換した。今回の改正案は、共助の扱い手のひとある家族の多様なあり方を、実態だけでなく実体としても認めようといきである。今後は社会保障の新たな型として提唱され始めた「参加型社

障」（ポジティブ・ウェルフェア）¹⁹⁾との実質的な関連性が問われることになるであろう。

第3節 公助が支える共助 —参加型社会保障と家族福祉—

「家督相続意識の希薄化」の実態が認められるからといって、現代日本の家族関係そのものが希薄化していると言いかけるだろうか。確かに土地や墓といった、家族生活を支える実体としての共有財を介した関係の実態は弱くなっているといえよう。ただしそれは、産業構造の変化に伴う地縁関係の広がり（あるいは分断）や国土開発の一定程度の進展、人口規模の拡大といった要因によって、従来の共有財の利用価値の相対的な低下が起こった結果である。実際生活においてこれらの低下を補うために新たな扶助関係を構築する際は、今なお家族関係の実態を出発点としている。例えば「新しい公共」として期待される、社会福祉分野におけるグループホームや各種施設では、世代間の協働や権利擁護のための後見といった家族関係から発生する意識的な実態を運営に取り入れてきている。自助を強いる個人化でもなく、かといって希薄な状況を数あわせで一元化する公助の動きでもない。

では共助とは、自助と公助の中間に位置する折衷案なのだろうか。ここで実体としての家族を解体する集団化によって国全体の一元化（実際には農村部と都市部の二元化）を試みたものの、家族単位の社会保障の重要性を認識し始めている近年の中国に目を向けてみたい。

中国における家族関係を考察する場合の題材として、日本の「有賀・喜多野論争」と比較できる見方がある。宗族と呼ばれる親族組織の共有財である「族田」の存在によって、同族意識が呼び起こされてきたと主張する仁井田陞の見方²⁰⁾と、宗族とはそのような実体ではなく、女系を排除した親族概念が支える実態とみる滋賀秀三の見方²¹⁾である。

1949年の新中国誕生後、あらゆる財を集団化（公有化）しながら公助を国づくりの基本とした過程では、「族田」のような実体はもはや存在しえない。

かった。だからといって実態としての宗族が完全になくなつたわけない。むしろ集団化の失敗による改革開放の原動力の一つになったのは、に代表される親族ネットワークの伸張であった。集団化に伴う悪平等とする実際生活において、人々は実態としての親族ネットワークを活用する助を用いて生き抜いていかねばならなかつた。そして改革開放の時代、部では家族経営による農業生産や親族が連帯して立ち上げる郷鎮企業興、都市部では生産効率の悪い国営企業の整理縮小、その過程での国営の幹部層による家族経営化した集団企業の立ち上げ、というように各種助によって今日の中国は経済発展を遂げてきた。これら改革開放の特実態としての親族ネットワークの実体化である²²⁾。そして現代、これたな共助がもたらした不平等な資源分配の結果、公助が皆無のなか共助機能不全に陥っていた農村部でも公的年金や健康保険の整備が始まり、に資源の効率的な投下先として優遇されてきた都市部における集団化時代の制度との統合を目指す「社会保障統合論」さえ議論されるようになれた²³⁾。一連の過程は公助から共助、そして公助を視野に入れた共助いう動きであり、自助と公助との単なる折衷とはなつてない。

中国と異なり、高度経済成長による生産力の拡大に一定程度成功したにおいて、共助はどう位置づくのだろうか。規制緩和によって公助を縮む小さな政府の樹立によって低成長の打破を目指したもの、共助さえならない自助の強要が始まった。さらに例えば単独世帯の増加は、年齢係ない孤独死（自殺を含む）など自助も不可能な社会状況をも生み出した。その結果、公助を基礎におく共助が、例えば2010年版の『厚生労書』で提唱される「参加型社会保障」（ポジティブ・ウェルフェア）とし構築されるに至ったのである。中国と異なり、「国民皆保険・皆年金」う社会保障体制を確立してきた日本においては、税方式とともに社会保式も用いて、家族単位のみならず個人単位でも世代間扶養を用いた共助み出される素地が整備されてきた。その結果、直近の年金問題ではその可能性に疑問が呈されるとはいえ、例えば介護保険や後期高齢者医療の化のように、世代間扶養を用いた共助のあり方が常に議論の前提になり

まで成熟してきている。

2000年に始まった介護保険制度が原則として介護者への直接的な現金給付を認めない点は、特定の個人（例えば家族員としての妻）に扶養義務を押し付けないといった、公助が支える共助の原則を人々に定着させてきている。2008年に始まった後期高齢者医療制度も、すべての医療保険制度が高齢者医療を支える、という公助が支える共助を原則としている（ただし、保険料負担の個人単位化が自助の強要と受けとめられてしまつたことは大きな誤算であったが）。2010年に始まった「子ども手当」制度は、資力調査を用いない無拠出制の現金給付という点で社会保険を基本とする従来の社会保障制度においては異質なものである。受給者は扶養者であるが、給付の目的は稼得能力が備わっていない子ども全般のためのものであり²⁴⁾、またその用途は特定の子育て方法に限定されない。したがって、特定の子どもの扶養を現金化して特定の個人に押し付けることではなく、最低限の子どもの育ちを公助によって支える仕組みとなっている。「参加型社会保障」を現金給付によって可視化させ、機会の平等のみならず子育て行動の可能性を引き出す、まさに公助が支える共助といえよう。

近年の共助をめぐる新たな試みは、既存の家族関係がもつ共助を公助として活用してきた日本の社会保障の転換である。また特定の個人（家族員）に家族関係の構築を自助として押し付けず、あらたな家族の創造を公助が支えることを現実化させるものもある。社会保険を基本とする従来の社会保障制度では、国庫のみならず事業主の負担も生じることから、企業福祉に見合う受益者負担を人々に求めてきた。しかし負担軽減を図る近年の産業界は非正規雇用の拡大に踏み切ることで、従来の受益者負担ではなく自助そのものを強いる構図を作り出してきた。ではこのような状況下で、共助を支える公助に求められる具体的な姿とは。例えば最低所得保障の一環のベーシック・インカムのような、人々が稼得能力に関係なく（子ども手当はその好例）活動することそのものを支えることもひとつの姿であろう²⁵⁾。一人ひとりの所得を公が保障することで、被扶養者という概念を用いて企業福祉にも配慮するような制度設計の必要性が低まる。また、子育てのような稼得能力とは

直接関わりのない活動の充実は、自助の強要を共助の促進へ転換し、多様な家族関係のもと「すべての」家族員を支えるよう家族福祉が再構築する²⁶⁾。これら公助が支える共助が十二分に発揮されるような人間の課題は、家族がヒトを創り支えることの意義を人々が協働する喜びとして与える期待をもたらすであろう²⁷⁾。

[注・引用文献]

- 1) 朝日新聞（東京本社版夕刊）「年金減り生活に支障」逮捕の家族供述「歳」妻死亡後 東京・足立の事件」2010年8月30日11面。
- 2) 『厚生労働白書』2006年版、172。
- 3) ただし、以下の裁判例に見る配偶者の性別は全て女性であること、裁かれる遺族年金を受給できる遺族たる夫には年齢制限（55歳以上）：されていることなど、性別と家族関係との間の差別的扱いの実態は以考と完全に切り離すことができない問題を實際には有している。
- 4) 最高裁昭和58年4月14日第一小法廷判決（大原俊夫（2009）「重婚関係と遺族年金の請求権」『別冊ジュリスト』No.191、社会保障判例百4版】有斐閣、83）。
- 他に、最高裁平成17年4月21日第一小法廷判決（増田幸弘（2007）「保障法判例」国立社会保障・人口問題研究所編『季刊・社会保障』、169-175）。
- 5) 最高裁昭和58年4月14日第一小法廷判決（加藤智章・菊池馨実・片桐尾形健編（2009）『社会保障・社会福祉判例大系第3巻 公的年金・雇用保険』旬報社、49）。
- 逆に受給権を認めなかった裁決（社会保険審査会）としては、熊谷（2010）「実例！社会保険の再審査請求 遺族年金の受給権は、本妻か」全国社会保険労務士会連合会編『月刊社会保険労務士』46(9)、77。
- 6) 昭和55年5月16日社会保険庁保発15号。
- 7) 東京地裁平成10年5月27日判決「松原工業所・中央労基署長事件」総合研究所編（1998）『労働判例』739号、65）。
- 8) 平成10年10月10日労働省労働基準局基発627号。
- 9) 最高裁平成19年3月8日第一小法廷判決（加藤智章・菊池馨実・片桐尾形健編（2009）『社会保障・社会福祉判例大系第1巻 憲法と社会制度』旬報社、204-205）。
- 10) 本沢巳代子（2009）「近親婚にあたる内縁関係と遺族厚生年金」『別冊ジュリスト』No.191、社会保障判例百選〔第4版〕】有斐閣、56-57。
- 11) 最高裁平成7年3月24日第二小法廷判決（2009）『社会保障・社会福祉判例大系第3巻 公的年金・企業年金・雇用保険』旬報社、56-57）。
- 12) 小嶋晴洋（1995）「社会保障判例」国立社会保障・人口問題研究所編『季刊・社会保障研究』31(3)、264-270。
- 13) 有賀喜左衛門（1970）「日本の家」『有賀喜左衛門著作集』第Ⅶ巻、未来社、265-268。
- 14) 喜多野清一（1976）「同族組織と封建遺制」『家と同族の基礎理論』未来社、7-26。
- 15) 健康保険組合連合会組合支援事業部業務支援グループ（2008）「被扶養者の認定について」『週刊社会保障』No.2465、法研、63。
- 16) 第171回国会で審議未了により廃案。
- 17) あっせんの経緯をまとめたものとしては、総務省2007年2月28日報道資料「健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し（概要）」。
- 18) 『厚生白書』1978年版「総論 第3章 健康な老後を考える 第2節 高齢者社会の課題 1家庭の動向と課題（2）子どもとの同居・別居の動向」および「むすび 4高齢者社会における社会保障（3）家庭生活」。
- 19) 『厚生労働白書』2010年版、144。
- 20) 仁井田陞（1952）『中国の農村家族』東京大学出版会。
- 21) 滋賀秀三（1967）『中国家族法の原理』創文社。
- 22) 鈴木未来（2001）「現代中国における家族問題の一考察－中国瀋陽市農村部の家族生活調査をもとに」日中社会学会編『日中社会学研究』No.9、34-37。
- 23) 沈潔（2008）「中国社会保障制度改革の新たな転換点－郷・郷社会保障の統合化へ－」『週刊社会保障』No.2470、法研、42-47。
- 24) 労働基準法第56条では、満15歳年度末までの児童は原則就労させてはならないと規定されている。
- 25) 小沢修司（2002）『福祉社会と社会保障改革－ベーシック・インカム構想の新地平』高蔵出版、104頁、国立社会保障・人口問題研究所編（2006）『海外社会保障研究』「特集：ベーシック・インカム構想の展開と可能性 趣旨」No.157、2-3。
- 26) 鈴木未来（2003）「家族福祉研究の現状と課題」大谷大学哲学会編『哲學論集』第49号、61。
- 27) 福士正博（2009）『完全従事社会の可能性 仕事と福祉の新構想』日本経済評論社、43-44。